

# 広島県温室効果ガス削減指針

## 第1 趣旨

この指針は、広島県生活環境の保全等に関する条例（平成15年広島県条例第35号。以下「条例」という。）第100条第1項の規定に基づき、特定事業者が事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況、当該温室効果ガスの排出の抑制に係る措置及び目標その他の地球温暖化の対策に関する事項を定めた温室効果ガス削減計画書の作成について必要な事項を定めるものとする。

## 第2 定義

- 1 本指針において「温室効果ガス」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する物質をいう。
- 2 本指針において「特定事業者」とは、広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成15年広島県規則第69号。以下「規則」という。）第73条に規定する事業所（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第10条第1項に規定する第一種エネルギー管理指定工場等又は同法第13条第1項に規定する第二種エネルギー管理指定工場等）を設置する者をいう。
- 3 本指針において「温室効果ガスの排出」とは、法第2条第4項に規定するものをいう。
- 4 本指針において「基準年度」とは、規則第74条に規定する温室効果ガスの総排出量に関する数量的な目標を定めるに当たっての基準となる年度をいう。

## 第3 温室効果ガス削減計画書の作成及び公表

### 1 作成の時期

温室効果ガス削減計画書は、規則第73条で定める事業所に指定された場合には、その日から起算して1年以内に作成し、提出するものとする。

### 2 改定の時期

計画期間が満了したとき、又は温室効果ガス削減計画書の内容を大幅に変更する必要性が生じたときは、温室効果ガス削減計画書の改定を行い、改定後速やかに提出するものとする。

### 3 削減計画書の構成

温室効果ガス削減計画書の構成は、次のとおりとする。

- (1) 事業の概要
- (2) 計画期間
- (3) 計画の基本的な方向
- (4) 温室効果ガスの排出状況
- (5) 温室効果ガスの総排出量に関する数量的な目標
- (6) 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置及び目標並びに具体的な取組等
- (7) 温室効果ガス削減計画の推進並びに実施状況の点検及び評価に関する方法等

#### 4 計画の内容に関する事項

- (1) 事業の概要

業種等を記載し、工場位置図を添付する。

- (2) 計画期間

計画の対象期間は、特定事業者が適切と認める複数年の年次計画として定めること。

- (3) 計画の基本的な方向

事業活動における温室効果ガス排出抑制のための基本的な考え方やその取組方針を記載するものとする。

- (4) 温室効果ガスの排出状況

ア 基準年度及び直近年度の排出量について、算定可能な範囲内で各温室効果ガスごとの排出量を記載するものとする。

なお、第3次広島県地球温暖化防止地域計画（令和3年3月）において、基準年度を平成25年（2013）年度としていることから、可能な限り、平成25（2013）年度を基準年度とすることが望ましい。

イ 温室効果ガスの排出量は、法に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度等により、算定するものとする。

- (5) 温室効果ガスの総排出量に関する数量的な目標

基準年度の温室効果ガス排出量又は原単位等を基準として、目標年度の削減目標を定めるものとする。なお、原単位等による削減目標を定める場合は、目標年度における温室効果ガス排出見込量及び原単位となる見込量等も併せて記載するものとする。

- (6) 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置項目、数値目標及び具体的な取組等

ア 上記（5）の数量的な目標を達成するために重点的に取り組む措置項目及びそれに

関する数値目標を定めるものとする。ただし、数値として表せない場合には、定性的な目標を定めるものとする。

イ 具体的な取組は、目標を達成するための具体的な取組事項を記載するものとする。

ウ 温室効果ガスみなし排出量には、JCMクレジット（二国間クレジット制度）の量及び国内認証排出削減量（環境大臣及び経済産業大臣が定めるもの）を記載するものとする。

(7) 温室効果ガス削減計画の推進並びに実施状況の点検及び評価に関する方法等

計画に基づく取組の推進体制、実施状況の点検・評価方法及び計画書等の公表方法を記載するものとする。

## 5 公表

特定事業者は、温室効果ガス削減計画書を事業所への備付けによる閲覧、インターネットの利用、年次報告書等の書面への掲載その他の適切と認める方法で、自ら公表するものとする。

## 第4 温室効果ガス削減実施状況報告書の作成及び公表

### 1 作成の時期

温室効果ガス削減実施状況報告書は、計画期間の各年度の前年度の実績について、当該年度の翌年度の7月31日までに作成し、提出するものとする。

### 2 実施状況報告書の構成

温室効果ガス削減実施状況報告書の構成は、次のとおりとする。

(1) 温室効果ガスの総排出量に関する数量的な目標の達成状況

(2) 温室効果ガスの排出の抑制に係る具体的な取組の実施状況

### 3 実施状況報告の内容に関する事項

(1) 温室効果ガスの総排出量に関する数量的な目標の達成状況

ア 削減計画書において設定した、「排出量」又は「原単位」のいずれかの目標により、記入するものとする。

イ 計画期間の実績における温室効果ガスの排出量は、法に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度に基づき、算定するものとする。

ウ 排出量の事業対象は、生産活動及び事務所等における業務活動など全ての活動を対象とする。

## (2) 温室効果ガスの排出の抑制に係る具体的な取組の実施状況

温室効果ガスの排出抑制に向けた具体的な取組や温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する取組などを記載するものとする。

温室効果ガスみなし排出量には、JCMクレジット（二国間クレジット制度）の量及び国内認証排出削減量（環境大臣及び経済産業大臣が定めるもの）を記載するものとする。

## 4 公表

特定事業者は、温室効果ガス削減実施状況報告書を事業所への備付けによる閲覧、インターネットの利用、年次報告書等の書面への掲載その他の適切と認める方法で自ら公表するものとする。

## 第5 書類の提出

1 温室効果ガス削減計画書及び温室効果ガス削減実施状況報告書の提出先は、当該事業所の所在する市町を管轄する厚生環境事務所又は支所とする。ただし、呉市及び福山市に所在する事業所については、広島県環境県民局環境政策課に直接提出するものとする。

なお、広島市に所在する事業所については、広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例が適用されるため、県条例の適用は除外するものとする。

2 提出する書類の部数は規則第78条の規定により、2部（正本1部、副本1部）とする。提出方法は電子申請、郵送又は持参によることとする。

## 第6 県の公表

特定事業者から提出された温室効果ガス削減計画書及び温室効果ガス削減実施状況報告書は、インターネットの利用その他の適切な方法により、県が公表するものとする。